

日本の 損害賠償請求権に関する 虚偽の主張と 不当な輸出規制措置

1 日本政府は虚偽の主張(「韓国大法院(最高裁判所)が1965年韓日請求権協定に違反」)に基づき、WTO協定に違反して輸出規制措置を取っています。

2 2018年に下された韓国大法院の判決は、決して1965年の韓日請求権協定に違反したものではありません。

* 韓国大法院は、「日本政府の不法的な植民支配および侵略戦争の遂行に直結する日本企業の反人道的な不法行為を前提とする慰謝料請求権」は、韓日請求権協定の適用対象に含まれないため消滅していないと判断

3 強制動員の不法行為に対する個人の損害賠償請求権は消滅していません。

* 1965年の韓日請求権協定は、日本との特別取極による財産上の債権・債務関係清算を予定した1951年サンフランシスコ平和条約第4条によるもの。

* 1951年、連合国はサンフランシスコ対日平和条約に沿って日本の戦時不法行為による賠償請求権を放棄したが(第14条)、大韓民国は連合国ではなく植民支配被害国であり、この条約に署名したことがない。

4 賠償合意が終了したという日本の主張は虚偽です。戦後の日本政府の立場も、個人の損害賠償請求権は消滅していないということでした。

* '65.11.5 椎名外相の衆議院での発言(「個人の請求権を放棄したという表現は私は適切でないと思います。」、'91.8.27 柳井外務省条約局長の参議院での発言(「いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。」)

5 自分たちの輸出規制措置が強制動員問題と関係ないという日本の主張も事実ではなく、話が二転三転しています。

* 話が変わる日本：「韓国による国際法遵守義務の不履行(請求権協定違反)」→ WTO違反が明らかになると「戦略物資の北朝鮮流出による安全保障上の問題」→「国内の輸出管理体制見直しの一環」

6 日本政府は、韓国司法府による正当な判決に対して不当に干渉し、圧力をかけることで自由貿易を根幹とする世界の市場秩序を脅かしています。

7 日本政府は、自由貿易主義に反する措置を直ちに撤回し、今からでも強制動員の不法行為に対して責任のある措置をまず取らなければなりません。

* ドイツは2000年に「記憶・責任・未来」基金を設立し、強制動員被害者に謝罪すると共に適切な対策を講じた。